

2022 年 9 月 28 日

お客さま各位

株式会社 池田泉州銀行

個人ローンの相続発生時の対応に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当行のカードローン等個人ローン契約において、ご契約者さまが亡くなられた際に契約規定に定められた期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」に該当するとして、期限の利益を喪失させ一括返済を請求することがございました。

当行ではこの取扱いを見直し、キャッシュカード一体型カードローン等の現在新規でお取扱い中の個人ローン商品のうち、期限の利益喪失事由に「相続の開始があったとき」が含まれるものについては、当該規定を削除することとし、今後は相続の開始があった場合でも、それのみを理由として、一括返済を請求しないことと致しましたのでお知らせいたします。

また、カードローンフライト等既にご契約済みのカードローンにつきましても、「相続の開始があったとき」のみを理由として一括返済を請求することは致しません。

なお、別の事由（例えば返済遅延等）により、他の期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はございません。

以上